

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和7(2025)年2月19日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先日、警察署協議会連絡会に出席したが、普段から各地で活動されている委員の皆様  
に敬意を表したいと感じた。今回のように全署の委員が集まって開催できたことは大変  
良かったと思う。議論も活発に行われ、警察が地域住民の声を聴くこと、聴く場を設け  
ることが大事であると実感した。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 審査基準（犯罪被害者等給付金の支給についての裁定）の一部改定について

警察本部から、「行政手続法の第5条において、許認可等の申請に対する処分については、「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」とされているため、公安委員会による「犯罪被害者等給付金の裁定」（犯給法第11条）についても審査基準を定め、条文の解釈や判断基準を明らかにし、審査の公正と透明性を確保しているところであるが、この度、いわゆるマイナンバー法等の一部改正により、国民健康保険証等が廃止され、被保険者資格の確認については個人番号カードによる電子資格確認が原則とされたことに伴い、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則」の一部改正（R6.12.2施行）、及び警察庁の「犯罪被害給付制度事務処理要領」も改正され（R6.12.2官房長通達）、国民健康保険証等の字句が削除されたことを受け、当県の審査基準も改定する。また、当県の審査基準において、犯罪被害者等給付金の申請に当たって、犯罪被害者等が医療費を自己負担した場合の「犯罪被害者負担額」の確認資料の一つとして、これまでは「被保険者証等」を例示していたところであるが、当該箇所を削除して「医療費に係る領収書」として審査基準の一部を修正、削除し、その他の一部表記についても是正する。」旨の説明があり、決裁した。

##### ○ 令和7年度組織改編の概要について

警察本部から、「組織改編の概要は大きく2項目で、1つ目は、「警戒の空白を生じさせないための組織運営に向けた、部門を超えたリソースの重点化による組織全体の抜本的強化」であり、主なものとして、①特殊詐欺対策強化のため、生活安全部生活安全企画課

に特殊詐欺対策補佐を専任配置、②特殊詐欺に係る広域的な捜査連携・犯罪収益対策強化のため、刑事部組織犯罪対策課に特殊詐欺連合捜査補佐を専任配置、研修員を警視庁犯罪収益対策課へ新規派遣、2つ目は、「能率的でメリハリのある組織運営による業務の合理化・効率化の推進」であり、主なものとして、①取調べ監督体制強化のため、取調べ監督室長を専任配置するとともに、取調べ監督室を警務課から総務課へ移管、②留置管理体制強化のため、本部留置管理課に指導管理係を新設、護送係を護送・支援係として再編し、体制を增強、③警察航空機の安定的運用のため、航空隊運行係に操縦士採用警察官を配置するものである。」旨の報告があった。

#### ○ 聴覚障害者に配慮した新型赤色警光灯を搭載したパトカーの導入について

警察本部から、「全日本ろうあ連盟から「赤色警光灯を点灯するパトカーが緊急走行しているのか、パトロールしているのか分からないので、判別できるようにしてほしい」旨の要望を受け、光り方について事前にろうあ連盟と調整等を行い、発光パターンの検討、試作機の製造、改良を重ね、令和6年10月から順次全国の都道府県警察に新型赤色警光灯を搭載した車両を整備することとなり、当県においても3月から運用する運びとなった。現行型の赤色警光灯と新型赤色警光灯の発光パターンの違いについては、現行の赤色警光灯は、0.5秒周期に発光する1つのパターンしか無いため、見た目では緊急走行中とパトロール中の区別がつかないところ、新型赤色警光灯は、0.5秒周期の発光パターンのほか、2秒周期にゆっくり発光するパターンが追加され、緊急走行時は0.5秒周期の発光パターンとし、パトロール時は2秒周期の発光パターンとなる。なお、サイレン音は1種類であり、緊急走行発光時以外はサイレンが吹鳴しないよう設定されている。光り方については、全日本ろうあ連盟の理事等に対して、新型赤色警光灯を搭載した実車の試作品をお見せして、発光パターンを確認してもらい「パトロール時と緊急走行時の見分けがつきやすい」との評価をいただいている。今後は、実車を活用した広報のほか、SNSを利用した広報を行う。新型赤色警光灯を搭載した車両の導入により、緊急走行中とパトロール中の区別がつくことにより、聴覚に障害がある方をはじめ、広く県民の皆様が安全安心に暮らせる社会につながるものと期待する。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「パトカーを運転する職員に操作方法等を理解させ、誤りのない運用をしないと地域住民の誤認識を招くことになりかねないので、職員に対する教養を徹底するとともに県民への広報もしっかりとやっていただきたい。」

#### ○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和7年1月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年1月中の受理は4件で、内容は、警察官の言動に関するものが1件、相談対応に関するものが1件、その他2件であった。1月中における処理は8件であった。」旨の報告があった。

#### ○ 令和6年度2月補正予算概要について

警察本部から、「今年度予算措置されている事業について過不足の調整等を行うものであり、警察関係予算全体で4億5,511万円余の減額となっている。主な補正内容であるが、

減額補正分については、警察情報管理システム整備事業費、交通安全施設整備費、給与費であり、いずれの事業も予算の執行残額が見込まれることから、減額補正するものである。特に給与費については、欠員等による給料の減額や職員手当の実績見込み等の要因により減額となったものである。次に、増額補正分については、急を要する警察署庁舎等5箇所の修繕経費及び被留置者の増加に伴う留置人賄費等について予算措置しようとするものである。なお、警察署等修繕経費については、一部を令和7年度に繰り越して執行する予定となっている。」旨の報告があった。

#### ○ 「令和7年全国優秀警察職員表彰」受賞者の決定等について

警察本部から、「本年1月22日に「令和7年全国優秀警察職員表彰」の受賞者について、盛岡西警察署の伊藤秀一警部（57歳）である旨の決定通知を受けた。受賞者は、昭和61年4月に岩手県巡査に任命され、勤続38年余のうち、20年余を交通部門において勤務しており、死亡ひき逃げ事件や交通特殊事件捜査において多数を検挙するなど、優秀な交通事故捜査員として業務に精通した高い識見と実務能力を発揮し、多くの実績を挙げている。警察庁における表彰式のほか、皇居特別参観（拝謁含む）についても受賞者及び配偶者が出席により行われる予定である。本表彰は全国で96名が受賞し、東北管区内では各県1名ずつ受賞することが決定している。」旨の報告があった。

### 【生活安全部議題】【交通部議題】

#### ○ 審査基準等の一部改正について（大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整理）

警察本部から、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法も改正され、麻薬の定義が変更されて大麻が麻薬に位置付けられ、大麻由来の医薬品の施用が可能となり、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能化、大麻等の不正施用は、他の規制薬物と同様に麻向法の「麻薬」として規制され、大麻取締法は主に栽培規制に関する法律となったため、名称が変更となった。これに伴い、改正に係る規定を引用している風俗営業や出会い系サイト規制に係る関係法令、これら法令に運転免許を含めた警察庁の関係通達が改正され、審査や処分のモデルが示されたことから、審査基準及び処分基準について一部改正しようとするものである。改正の概要としては、審査基準や処分基準の根拠規定の条項ずれの修正等となり、大麻由来の医薬品が合法化され、大麻の適法な使用が運転免許の不適合事由から除外されることのみが実質的な変更点となる。具体的改正対象及び内容については、生活安全部所管分については、風営適正化法に基づく営業停止命令等の処分基準10項目、出会い系サイト規制法に基づく事業停止命令の処分基準1項目の計11項目で、大麻取締法の規定削除、これによって生じた見出し番号ずれ、その他警察庁モデル基準に合わせた条ずれの修正となる。交通部所管分の改正対象及び内容については、運転免許取得の審査基準1項目、取消、停止及び運転禁止に係る処分基準12項目の計13項目で、大麻が麻薬に規定されたことによる表記の修正及び大麻由来の医薬品の適正な施用を麻薬の使用から除くものとなる。改正日は、改正法が12月12日に施行されているので、決裁当日からとなる。」旨の説明があり、決裁した。

## ■個別会議

### ○ 警務課

警務課業務報告

### ○ 交通規制課

第198回岩手県都市計画審議会の出席に関する報告

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁  
公安委員会規則の改正についての説明

### ○ 県民課

被害者給付金の裁定についての説明、決裁

### ○ 交通企画課

運転免許更新区分処分に対する審査請求の審理結果についての説明、決裁